



平成 30 年 4 月号

## 就労資格証明書

就労資格証明書とは、外国人の申請により、法務大臣がその外国人が就労できる具体的な活動を示し、就労資格を有していることを証明するもので、具体的には現在就労可能な在留資格を付与されている外国人が退職して他の会社等に転職する場合に、新たな会社での活動内容が現在の在留資格での活動に該当するか否かを確認し、事業主が外国人を雇用する場合に不法就労助長にならない為の防止策として使うのが本来の目的です。

その一方で、外国人にとっても、転職した時等に、職務内容に変更がなければ、そのままの在留資格で構わないのですが、次回の更新の際に職務内容が従前と同じだとは入国管理局から認められず、更新できないというケースが時折あります。このような不更新のリスクに備え、転職した場合であって、次の更新まで時間がある場合には、「就労資格証明書」の交付申請を行うことで、入国管理局に、現に有している在留資格が転職先の職務内容に合致していることの証明を行ってもらうことができます。

これにより、次回の更新時に、「更新できない」というリスクを回避することができますので、次回の更新までに、相当期間がある場合（目安としては6か月以上）には、雇用主の求めがなくても、就労資格証明書の交付申請をされることをお勧めします。

### 就労資格証明書交付申請

#### 提出書類

- (1) 就労資格証明書交付申請書
- (2) パスポート、在留カード
- (以下、具体的な提出書類については個人ごとに異なります)
- (3) 源泉徴収票（転職前の会社が発行したもの）・前の会社が発行した「退職証明書」
- (4) 転職後の会社等の概要を明らかにする資料
- (5) 転職後の活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある文書（雇用契約書等）
- (6) 転職理由書 等

標準処理期間 当日（勤務先を変えた場合などは1か月～3か月）

※但し、就労資格証明書はこれがなければ就労できないというものではなく、就労資格証明書を保持していないことを理由に雇用の差別などの不利益な取り扱いはしてはならないこととされています。

### 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>